

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士松村隆志



## Legal F: Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### 遺産分割前の預貯金の払戻に関する法制について

1 預貯金債権については、これまで、遺産分割手続を経ることなく相続開始と同時に各共同相続人の相続分に従って当然に分割されるものとされてきましたが、**最高裁は、判例を変更し、預貯金債権が遺産分割の対象に含まれるとの判断を示しました(最高裁平成28年12月19日大法廷決定)**。これにより、**遺産分割までの間は、共同相続人全員の同意を得た上で預貯金債権を行使しなければならないことになり、相続人において被相続人が負っていた債務の弁済をする必要がある場合や、被相続人から扶養を受けていた相続人の当面の生活費を支出する必要がある場合であっても、共同相続人全員の同意を得ることができない限り預貯金の払戻を受けることができないという不都合が生ずることになりました。**

2 そこで、遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応するため、法改正により、**①遺産分割前の預貯金債権の行使による払戻(民法909条の2)、及び、②預貯金債権の仮分割(家事事件手続法200条3項)の各制度が創設されました。**

3 上記**①(遺産分割前の預貯金債権の行使による払戻)**は、各共同相続人は、裁判所の関与なく、遺産に属する**預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の3分の1に各人の法定相続分を乗じた額**について、**金融機関ごとに金150万円を上限として、単独でその権利を行使することができます。**

例えば、被相続人名義の預金として、A銀行の普通預金に金600万円、定期預金に金1200万円があり、B銀行の普通預金に金720万円があった場合において、被相続人の配偶者(法定相続分:2分の1)が払戻を受ける事例について考えると、A銀行の普通預金からは金100万円(金600万円 $\times$ 1/3 $\times$ 1/2)、A銀行の定期預金からは金200万円(金1200万円 $\times$ 1/3

$\times$ 1/2)の払戻が可能となるところ、A銀行について普通預金及び定期預金からの払戻金の合計が金300万円となり上限金150万円を超過するため、A銀行の普通預金と定期預金から併せて金150万円の限度で払戻を受けることができ、B銀行からは、金120万円(金720万円 $\times$ 1/3 $\times$ 1/2)の払戻を受けることができます(A銀行からの払戻合計金270万円)。

この制度を利用して預貯金の払戻しがされた場合には、遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなされ、仮に共同相続人の一部の者が払戻を受けた預貯金の額がその者の具体的相続分を超過する場合には、預貯金の払戻を受けた相続人はその超過部分を清算すべき義務を負うことになり、共同相続人間の公平が確保されています。

4 前記**②(預貯金債権の仮分割)**は、**家庭裁判所が、遺産分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、被相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、相続人の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を申立人に仮に取得させることができるというものです。**

①の制度とは異なり、払戻を受けることができる預貯金債権の額に制限はありませんが、仮払いの必要性があるか否か、他の共同相続人の利益を害しないか等につき、家庭裁判所の判断を経る必要があります。

5 上記**①②**の各制度においては、払戻を受けることができる金額及び裁判所の関与等の点で異なっており、**手続の簡便さ**に関しては、裁判所の手続を要することなく預貯金の払戻を受けられる**①**が優れていますが、これには金額の制限があることから、**より多額の金銭が必要な場合には、②の手続をとる必要があります。**

以上